



埼玉県報

第280号
令和4年(2022年)
1月25日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則及び埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（警務課）

告示

- 本庄都市計画本庄新都心土地区画整理事業に係る環境影響評価事後調査書の縦覧（環境政策課）
- 清算法人江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区の清算人退任届（春日部農林振興センター）
- 自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示の一部改正（警務課）
- 埼玉県議会議員補欠選挙（西第10区 坂戸市）における選挙会の日時及び場所（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員補欠選挙（西第10区 坂戸市）における選挙会の参観人員の制限（選挙管理委員会）

埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則及び埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月25日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第1号

埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則及び埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

(埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部改正)

第1条 埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則(平成13年埼玉県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「正午まで及び午後1時から午後5時」を「午後4時15分」に改める。

(埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第2条 埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成18年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「正午まで及び午後1時から午後5時」を「午後4時15分」に改める。

附 則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

告 示

埼玉県告示第六十六号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の二第二項の規定により、埼玉県から本庄市の区域内において行われた本庄都市計画本庄新都心土地区画整理事業について環境影響評価事後調査書の提出があったので、同条例第三十条の三の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県北部環境管理事務所

本庄市都市計画課

深谷市区画整理課

美里町建設環境課

上里町まち整備課

二 縦覧の期間

令和四年一月二十五日（火）から令和四年二月二十五日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）

告 示

埼玉県告示第六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、解散認可した清算法人江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年一月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

清算人の氏名及び住所

氏 名 住 所

小川 久 雄 埼玉県蓮田市大字江ヶ崎二千六十八番地

埼玉県公安委員会告示第10号

平成14年埼玉県公安委員会告示第321号（自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示）の一部を次のように改正し、令和4年2月1日から施行する。

令和4年1月25日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

別表を次のように改める。

別表

申請書、届出書及び申込書の別	受付区分	日 時	場 所
	<p>運転免許、技能検査及び限定解除審査申請書</p>	<p>(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2の規定により技能試験及び学科試験を免除又はそれらの一部を免除される者が運転免許を申請するとき。</p> <p>(2) 道路交通法第91条の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者でその限定の全部又は一部の解除を受けるもの及び自動車等を運転することについて必要な条件を変更する者のうち、技能審査を受けないものが限定解除審査又は条件変更（眼鏡等を変更すべきこととする条件変更を除く。）審査を申請するとき。</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午後1時から午後1時45分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>
<p>道路交通法第91条の規定により眼鏡等を使用すべきこととする条件変更を申請するとき。</p>		<p>日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	
		<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>各警察署（鴻巣警察署を除く。）</p>

<p>道路交通法第91条の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者でその限定の全部又は一部の解除を受けるものが限定解除審査を申請するとき及び自動車等を運転することについて必要な条件を変更する者が条件変更審査を申請するとき。</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前9時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)</p>
<p>道路交通法第89条第3項の規定による技能検査を申請するとき。</p>		
<p>前記受付区分に該当しない者が運転免許又は仮運転免許を申請するとき。</p>		
<p>運転免許証再交付申請書</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後4時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)</p>
	<p>月曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察再交付・国外運転免許センター (埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5)</p>

<p>運転免許証の記載事項の変更のうち、県外からの転入の届出と同時に運転免許証の再交付を申請するとき。</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前9時から午前10時30分まで及び午後1時から午後3時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)</p> <p>埼玉県警察再交付・国外運転免許センター (埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5)</p>
<p>次のいずれかに該当する者が運転免許証の更新と同時に運転免許証の再交付を申請するとき。</p> <p>(1) 道路交通法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者</p> <p>(2) 道路交通法施行令第37条の6及び第37条の6の2に該当する者</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前9時から午前10時30分まで及び午後1時から午後3時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察再交付・国外運転免許センター (埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5)</p>
<p>前記受付区分の(1)及び(2)のいずれにも該当しない者が運転免許証の更新と同時に運転免許証の再交付を申請するとき。</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前10時まで及び午後1時から午後1時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)</p>
<p>次のいずれかに該当する者が運転免許証の記載事項変更のうち、県外からの転入の届出と同時に運転免許証の更新及び再交付を申請するとき。</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前9時から午前10時30分まで及び午後1時から午後3時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察再交付・国外運転免許センター (埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5)</p>
<p>(1) 道路交通法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者</p> <p>(2) 道路交通法施行令第37条の6及び第37条の6の2に該当する者</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)</p>

	前記受付区分の(1)及び(2)のいずれにも該当しない者が運転免許証の記載事項の変更のうち、県外からの転入の届出と同時に運転免許証の更新及び再交付を申請するとき。		
運転免許証更新申請書	次のいずれかに該当する者が運転免許証用写真を持参しないで運転免許証の更新を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署（鴻巣警察署を除く。）
運転免許証の更新期間前における免許証の更新申請書	(1) 道路交通法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者 (2) 道路交通法第92条の2第1項の表備考一の3に規定する一般運転者 (3) 道路交通法施行令第37条の6及び第37条の6の2に該当する者 (4) 道路交通法施行規則第38条第11項第1号ただし書に該当する者	日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)
	前記受付区分の(1)から(4)までのいずれにも該当しない者が運転免許証用写真を持参しないで運転免許証の更新を申請するとき。	日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後2時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	

	<p>次のいずれにも該当しない者が運転免許証用写真を持参して運転免許証の更新を申請するとき。</p> <p>(1) 道路交通法第103条の規定により免許の効力が停止されている者</p> <p>(2) 運転免許証の再交付の申請と同時に更新を申請する者</p>	<p>火曜日から金曜日までの日の午前9時30分から午前10時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	
	<p>次のいずれかに該当する者が国外運転免許証交付申請と同時に運転免許証の更新を申請するとき。</p> <p>(1) 道路交通法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者</p> <p>(2) 道路交通法施行令第37条の6及び第37条の6の2に該当する者</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前9時から午前10時30分まで及び午後1時から午後3時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察再交付・国外運転免許センター (埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5)</p>
	<p>前記受付区分の(1)及び(2)のいずれにも該当しない者が国外運転免許証交付申請と同時に運転免許証の更新を申請するとき。</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前10時まで及び午後1時から午後1時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)</p>
経由申請書	<p>道路交通法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者が運転免許証の更新を申請するとき。</p>	<p>日曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)</p>

運転免許取消申請書		月曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署（鴻巣警察署を除く。）
		日曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）
運転経歴証明書交付申請書		日曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）
	運転免許の申請による取消しと同日に運転経歴証明書の交付を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署（鴻巣警察署を除く。）
	次のいずれかに該当する者が運転経歴証明書を申請するとき。 (1) 運転免許を失効した後5年以内の者 (2) 県外で運転免許の取消しの申請を行った後5年以内の者	月曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）
運転経歴証明書再交付申請書	道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成23年内閣府令第70号）附則第2項に該当する者が運転経歴証明書の再交付を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後3時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）

	<p>前記受付区分に該当しない者が運転経歴証明書の再交付を申請するとき。</p>		<p>埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）</p> <p>埼玉県警察再交付・国外運転免許センター （埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5）</p>	
<p>運転経歴証明書記載事項変更届</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>各警察署（鴻巣警察署を除く。）</p>	<p>日曜日から金曜日までの日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）</p>
<p>国外運転免許証交付申請書</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察再交付・国外運転免許センター （埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5）</p> <p>各警察署（鴻巣警察署を除く。）</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後4時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）</p>

運転免許証記載事項変更届	月曜日から金曜日までの日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	各警察署（鴻巣警察署を除く。）
	日曜日から金曜日までの日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）
	国外運転免許証交付申請と同時に運転免許証の記載事項の変更の届出をするとき。	埼玉県警察再交付・国外運転免許センター （埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5）
再試験受験申込書	月曜日から金曜日までの日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）
	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前9時15分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）

告 示

埼玉県選管告示第七号

令和四年一月三十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第十区 坂戸市）における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和四年一月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和四年一月三十日 午後九時

二 場所 坂戸市民総合運動公園大体育室

告 示

埼玉選西第十区告示第二号

令和四年一月三十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第十区 坂戸市）における選挙会の参観人員を三十人に制限する。

令和四年一月二十五日

埼玉県議会議員補欠選挙西第十区 坂戸市選挙長 高 篠 一